

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年5月24日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	観音寺市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/2/715.html">https://www.city.kanonji.kagawa.jp/soshiki/2/715.html</a>

執行機関名 観音寺市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成20年観音寺市条例第29号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		観音寺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第3の項 観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成20年観音寺市条例第29号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第一条	観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成20年観音寺市条例第29号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法 の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者等について、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もって重度心身障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例(平成20年6月30日条例第29号) 観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例施行規則(平成20年7月1日規則第41号)